

FXダイレクトプラス 店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

改正前	改正後
店頭外国為替証拠金取引説明書	店頭外国為替証拠金取引説明書
(略)	(略)
カウンターパーティー一覧	カウンターパーティー一覧
(略)	(略)
<u>(追加)</u>	<u>株式会社みずほコーポレート銀行（銀行業）</u>
(略)	<u>Mizuho Corporate Bank, Ltd.</u>
(略)	(略)
<u>Global Forex Trading Ltd（商品先物取引業：Commodity Futures Trading Commission [CFTC 米国商品先物取引委員会]</u>	<u>(削除)</u>
(略)	(略)
4. 益金に係る税金	4. 益金に係る税金
2012年1月1日以降、個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイントの収益）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。 <u>税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。</u> その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。	2012年1月1日以降、個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイントの収益）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。 <u>税率は、所得税が15%、復興特別所得税×2.1%*、地方税が5%となります。</u> その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。
法人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。	法人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
<u>(追加)</u>	<u>※ 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。</u>
(略)	(略)
以上	以上